

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 9月20日(水) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文			

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職 員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和5年9月20日)

会 長 それではただ今より、9月の定例会を開会します。

出席委員は19名中 19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。

本日の議事録署名人につきましては、19番 高橋委員さん、

2番 岩倉委員さん よろしくをお願いします。

本日の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が2件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明)
(3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 2筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 高齢化による規模縮小 ■譲受人事由 新規就農

■申請地 造田字[REDACTED]番1 田 558㎡他 2筆 地籍合計 766㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 766㎡

■自宅から申請地までの通作距離 0.02km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和5年8月25日

■現地調査実施日

令和5年9月7日

■営農計画書(様式第3号)

野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字[REDACTED]番1 田 1269㎡1筆 地籍合計 1269㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3757㎡

■自宅から申請地までの通作距離 0.03km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和5年3月16日

■現地調査実施日

令和5年9月7日

■営農計画書(様式第3号)

麦・野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 3】 所有権移転（贈与） 2 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 1 田 628 m²他 2 筆 地籍合計 1677 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 17494 m²
■自宅から申請地までの通作距離 4 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 5 年 9 月 1 日
■現地調査実施日
令和 5 年 9 月 7 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 4】 所有権移転（売買） 2 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 [REDACTED] 番 田 1265 m²他 2 筆 地籍合計 2493 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2493 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.07 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 5 年 8 月 28 日
■現地調査実施日
令和 5 年 9 月 7 日
■営農計画書（様式第 3 号）
水稻・露地野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 5】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 [REDACTED] 番 田 649 m² 1 筆 地籍合計 649 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 10661 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 5 年 9 月 4 日
■現地調査実施日
令和 5 年 9 月 7 日
■営農計画書（様式第 3 号）
野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

- 会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。番号 1 の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。
- 雨霧委員 (補足説明 3 条-1)
先日現地確認を行いました。譲受人はまんのう町の空き家バンクで譲受人の空き家に興味を持ち、農地も隣接しているので、農業を行いたい思いがあり、話がまとまり今回の申請に至ったものです。あとは事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願いします。
- 会 長 続きまして、番号 2 の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。
- 鈴木委員 (補足説明 3 条-2)
先日現地確認を行い、後ほどの 4 条の議案になっている無断転用解消後の所有権移転となります。別段問題はないかと思いますので、よろしくお願いします。
- 会 長 続きまして、番号 3 の担当委員、高橋委員さん、よろしくお願いします。
- 高橋委員 (補足説明 3 条-3)
先日現地確認を行いました。親族間での贈与となり、別段問題はないと思います。よろしくお願いします。
- 会 長 続きまして、番号 4 と 5 の担当委員、鈴木勉委員さん、よろしくおねがいします。
- 鈴木委員 (補足説明 3 条-4.5)
番号 4 は事務局の説明にあったように二人の娘さんがゲストハウスを経営したいとのことで、今回の申請地で作った米や野菜を来客者に提供したいとのことです。番号 5 は譲渡人が農業を廃止しており、9 反ほどあった農地のほとんどは川原農園に所有権移転しましたが、申請農地は近接している譲受人に所有権移転するものとなります。あとは事務局の説明通りですのでよろしくお願いします。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決

定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (4 条 説明)
(4 条申請)
番号 1 (農家住宅) / 無断転用の解消
* 申請地: 長尾字 番 地目 田 面積 446 m²
* 農地区分: 第 2 種農地～かりん健康センターより北西側約 500m に位置する農地
* 申請目的: 農家住宅
～申請者の父が昭和 43 年頃に住宅を建築し、その後に母が増築を行い、
現在まで宅地として利用している。当時農地法の手続きが未了であつ
たので、正式に法令手続きをとり無断転用を解消するために申請に至
った。
* 登記簿添付: 申請地～1 筆
* 被害防除計画書添付済 (調整を了している)
* 申請地: 盛土～なし
擁壁～なし
* 排水計画: 雨水: 西側水路へ放流
汚水: 合併処理浄化槽より西側水路へ放流
* 資金調達計画: なし
* 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
* 土地利用計画図添付
* 土地改良区意見書: まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区押印添付
* 排水承諾書: 地元水利組合押印添付
* 始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号 1 の担当委員 鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 4 条-1)
先ほどの三条の所有権移転に際し、無断転用の解消をおこなったものとなりま
す。あと事務局の説明通りですのでよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。担当委員の補足説明は以上です。。皆さん、質疑等
ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のと
おり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号について、原案のとおり許可相当として県
知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条許可申請書審議の件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局(岡本)

(5 条説明)

(5 条申請)

番号 1 (残土埋立による農地造成) / 【使用貸借権設定】一時転用

* 申請地: 川東字 番 外 5 筆 地目 田・畑

計面積 3890.07 m²

* 農地区分: 第 2 種農地～琴南公民館より北側約 1.4 km に位置する農地

* 申請目的: 残土埋立による農地造成

～申請者は土木建築業を営む法人です。自社で受注している土木工事で発生する残土の埋立場所が必要であり、自社近辺で用地を探したところ、高低差があり農地利用に不向きである相談を受けた申請地の所有者から使用貸借権設定し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

* 登記簿添付: 申請地～6 筆 併用地～5 筆

* 被害防除計画書添付済 (調整を了している)

* 申請地: 盛土～ 0～22.5m

擁壁～補強土壁工 4.5m

* 排水計画: 雨水: 沈砂池を設置

汚水: なし

* 資金調達計画: 金融機関の残高証明書添付

* 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

* 土地利用計画図添付

* 土地改良区意見書: 土地改良区に属さない

* 排水承諾書: 地元水利組合押印添付

番号 2 (非農家の自己住宅) / 【所有権移転】

* 申請地: 買田字 番 地目 田 面積 426 m²

* 農地区分: 第 2 種農地～まんのう町役場より南西側約 1.7 km に位置する農地

* 申請目的: 非農家の自己住宅

～申請者は現在借家に居住しておりますが、手狭となった為に自己住宅を建築する計画を立てました。用地を探したところ、分譲住宅地に隣接し公共下水道が整備され住宅地に適した申請地について所有者から売買による所有権移転に同意が得られたことから本申請に至った。

* 登記簿添付: 申請地～1 筆

* 被害防除計画書添付済 (調整を了している)

* 申請地: 盛土～整地程度

擁壁～コンクリート擁壁 95 c m

* 排水計画: 雨水: ため枿を設置し道路側溝へ放流

汚水: 下水道へ排水

* 資金調達計画: 金融機関の住宅ローンの事前審査結果添付

* 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

* 土地利用計画図添付

* 土地改良区意見書: まんのう町土地改良区押印添付

* 排水承諾書: 地元水利組合押印添付

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

- 雨霧委員 (補足説明 5条-1)
先日現地確認を行い、事務局の説明した通りで、問題点はないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 会 長 続きまして、番号2の担当委員、白川委員さん、よろしくお願いします
- 白川委員 (補足説明 5条-2)
先日現地確認をいたしました。別段問題はないと思います。
詳細は事務局の説明通りでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 会 長 担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)
番号1 山林(荒廃)
*申請地:長尾字■■■■番■■ 他1筆 地目 畑 計面積7833㎡
*農地区分:第2種農地〜かりん健康センターより北西側約1.1kmに位置する農地。
*申請目的:山林(荒廃)
〜本申請地は、以前は果樹などを栽培していましたが、山林に隣接した傾斜地に加え人手不足もあり、管理ができておらず、長年放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付:申請地〜1筆
*近隣の20年以上未耕作証明書添付
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)
20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
- 番号2 農業用施設(農道)
*申請地:吉野字■■■■番3 地目 田 面積55㎡
*農地区分:第2種農地〜町立満濃南小学校より東側約1.5kmに位置する農地。
*申請目的:農業用施設(農道)
〜本申請地は、町道から水路へ行くあぜ道に隣接しており、あぜ道が狭

い為に拡幅し農道として利用されている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～1 筆

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) ア

耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合

番号3 農業用施設（農道）

＊申請地：吉野字 番3 地目 田 面積 37 m²

＊農地区分：第2種農地～町立満濃南小学校より東側約 1.5 km に位置する農地。

＊申請目的：農業用施設（農道）

～本申請地は、町道から水路へ行くあぜ道に隣接しており、あぜ道が狭い為に拡幅し農道として利用されている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～1 筆

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) ア

耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 非-1)

現地は40年前までミカンを作付けしていましたが。その後荒廃していったものとなります。詳細は事務局の説明の通りです。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 続きまして、番号2と3の担当委員、高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 非-2、3)

私は吉野水利の総代をしており、当該地の水路の清掃時に広い農道が必要で、この度の申請となりました。詳細は事務局の説明通りです。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 5 号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 6 号その他の件に移りたいと思います。その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 1 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 1 番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 2 番、経営改善計画認定申請書の審査についての件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(壽野) (認定農業者 説明)

会 長 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 2 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の２番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)
１０月の予定をお知らせ致します。
農地法申請 １０月 ５日(木) 締め切り
定例会 １０月２０日(金) 午前９時３０分から

会 長 (閉会あいさつ)
以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。